入　札　説　明　書

令和９年４月採用予定警察官の給貸与品の購入
（特定調達契約）

（令和８年11月10日付公告分）

京都府警察本部総務部会計課

令和９年４月採用予定警察官の給貸与品の購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日

令和８年11月10日

２　契約担当者

京都府警察本部長　森　下　元　雄

３　担当部局

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地３

京都府警察本部総務部会計課調度係　電話075-451-9111　内線2252

４　入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

ア　男性警察官夏帽子　185個

イ　男性警察官冬帽子　185個

ウ　女性警察官夏帽子　55個

エ　女性警察官冬帽子　55個

オ　男性警察官夏活動帽子　185個

カ　男性警察官冬活動帽子　185個

キ　女性警察官夏活動帽子　55個

ク　女性警察官冬活動帽子　55個

ケ　男性警察官冬服上衣　370着

コ　男性警察官冬服ズボン　370着

サ　男性警察官冬活動服　370着

シ　男性警察官冬ワイシャツ　370着

ス　女性警察官冬ワイシャツ　110着

セ　女性警察官冬服上衣　110着

ソ　女性警察官冬服ズボン　110着

タ　女性警察官冬活動服　110着

チ　女性警察官冬服ベスト　55着

ツ　男性警察官夏服上衣（長袖）　370着

テ　男性警察官夏服上衣（半袖）　370着

ト　男性警察官夏服ズボン　370着

ナ　女性警察官夏服上衣（長袖）　110着

ニ　女性警察官夏服上衣（半袖）　110着

ヌ　女性警察官夏服ズボン　110着

ネ　女性警察官夏服ベスト　55着

ノ　男性警察官防寒服Ⅱ種（インナー着脱式）　185着

ハ　女性警察官防寒服Ⅱ種（インナー着脱式）　55着

ヒ　男性警察官雨衣上衣　185着

フ　男性警察官雨衣ズボン　185着

ヘ　女性警察官雨衣上衣　55着

ホ　女性警察官雨衣ズボン　55着

(2) 購入物品の特質等

ア　入札説明書及び仕様書のとおり

イ　購入物品の採寸日を令和９年１月５日（火）及び中旬から下旬にかけて複数日設ける予定であり、落札業者による採寸結果をもって納品サイズが確定するものとする。

(3) 納入期限

令和９年３月26日（金）

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

5　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和８年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和８年京都府告示第２号）に定める競争入札参加資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア　大分類「繊維製品」－小分類「衣料品」

イ　大分類「日用雑貨・百貨類」－小分類「百貨」

ウ　大分類「警察・保安用品」－小分類「警察用品」

(3) ４の(1)の購入物品及び数量を納入期限までに確実に納入することができると認められる者であること。(４の(2)のイの採寸日に納品サイズが確定することに留意すること。)

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。

(6) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

6　入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の受付

ア　提出期間

令和８年11月10日（火）から令和８年12月７日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。)とし、提出時間は、午前９時から午後５時までとする。

イ　提出場所

３に同じとする。

(2) 確認資料

日本語で記載された次の書類を持参により、提出すること。

ア　競争入札参加資格審査結果通知書（写）

イ　原反出荷引受書

ウ　縫製引受書

エ　アフターサービス体制報告書

イについては、標準色を一般財団法人カケンテストセンターに登録しているので、仕様書を確認の上、それを用いること。ただし、令和５年度以降の当府警察の行った入札において提出している生地と同一である場合、生地見本用紙の提出は不要とし、試験証明書等はその際の写しとすることができる。

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書の受付後、令和８年12月14日（月）までに一般競争入札参加資格確認結果通知（以下「確認結果通知」という。）により通知する。

(4) その他

ア　確認申請書の作成等に要する費用は入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　５の(2)の競争入札参加資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、告示に定める競争入札参加者の資格を得るため、次により、資格審査を受けることができる。

(ｱ)　資格審査申請書の提出期間

令和８年11月10日（火）から令和８年11月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とし、提出時間は、午前９時から午後５時までとする。

なお、提出期間後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(ｲ)　資格に関する文書を入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html）からダウンロードすること。

(ｳ)　提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課入札・物品調達調整係

電話075-414-5428

ウ　参加資格確認通知送付用封筒として、表封筒に申請者の宛名（住所、氏名等）を記入した長３封筒（横12cm×縦23.5cm）に 760円（速達・簡易書留料）切手を貼って提出すること。

エ　過去２年間に国又は地方公共団体と締結した、当該契約と類似する履行完了済みの契約実績（２件以上）がある場合、契約実績証明書に必要事項を記載、押印の上、疎明資料として契約書の写しを添付すること。

7　入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア　日時

(ｱ) ４の(1)のアからクまでの購入物品

令和８年12月23日（水）午後１時30分

(ｲ) ４の(1)のケ及びコの購入物品

令和８年12月23日（水）午後１時45分

(ｳ) ４の(1)のサの購入物品

令和８年12月23日（水）午後２時

(ｴ) ４の(1)のシ及びスの購入物品

令和８年12月23日（水）午後２時15分

(ｵ) ４の(1)のセからチまでの購入物品

令和８年12月23日（水）午後２時30分

(ｶ) ４の(1)のツ及びテの購入物品

令和８年12月23日（水）午後２時45分

(ｷ) ４の(1)のトの購入物品

令和８年12月23日（水）午後３時

(ｸ) ４の(1)のナからネまでの購入物品

令和８年12月23日（水）午後３時15分

(ｹ) ４の(1)のノ及びハの購入物品

令和８年12月23日（水）午後３時30分

(ｺ) ４の(1)のヒからホまでの購入物品

令和８年12月23日（水）午後３時45分

イ　場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地３

京都府警察本部本館入札室

(2) 入札の方法

ア　入札書は、持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ　代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ　入札書は、直接提出する場合は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「12月23日●●●●●入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で、直ちに再度入札を行うときは、この限りでない。

エ　入札回数は、２回までとする。

オ　確認結果通知又はその写しを入札日に会場において提示しなければ、入札に参加することができない。

カ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ　確認結果通知を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア　受領期限

令和８年12月22日（火）必着

イ　提出先

〒602-8550

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地３

京都府警察本部総務部会計課長

ウ　郵便の種類は、書留郵便とする。

エ　当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合における再度入札については、あらかじめ郵便入札に同封しておくこととする。

なお、この場合の再度入札については、１回目の最低入札価格を示達できないため、無効となることがある。

オ　封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理を行い、表封筒に「12月23日●●●●●入札書在中」と朱書するとともに確認結果通知又はその写しを同封し、京都府警察本部総務部会計課長あての親展とする。

なお、郵便により再度入札を行う場合においては、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、表封筒に「12月23日●●●●●再入札書在中」と朱書した中封筒を「12月23日●●●●●入札書在中」中封筒とともに封入する。

カ　入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、契約担当者は、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

(7) 入札説明書等に関する質疑について

ア　入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、資格審査締切日までに所定の様式により申し出ることにより関係職員に説明を求めることができる。

なお、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ　質疑に対する回答については、資格確認を受けた者全員に対し、確認通知と同様に通知する。

(8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、総価格とする。総価格は、運送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア　開札は、７の（1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び７の（9)のアの立会職員以外の者は入場することはできない。

(10)入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度の入札に加わることはできない。

ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　確認申請書及び確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ　確認申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者のした入札

オ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

カ　金額、氏名及び印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ　入札関係職員の指示に従わない等入札場所の秩序を乱した者のした入札

ク　再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

(11)落札者の決定方法

ア　京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145条の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ　落札者が決定通知のあった日から７日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

８　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

９　入札保証金

入札金額の 100分の５以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が、規則第 147条第２項各号のいずれかに該当する場合は免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100分の５に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

10　契約保証金

落札者は、契約総価格の 100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行、契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証した小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代え

ることができ、規則第 159条第２項第１号又は第３号に該当する場合においては、免除する。

11　契約書の作成の要否

要する（別紙契約書案により作成するものとする。）。

12　その他必要な事項

(1) この入札の実施については、１から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成７年政令第 372号）第４条に規定する特定調達契約である。

(3) 本公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

(4) 開札の前後に関わらず、入札参加者が1人のみの場合は入札を中止することがある。